

平成16年3月12日
総務省

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可

総務省は、本日、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)から申請のあった日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務について、条件を付して認可しました。

認可した業務は、NTT東西の「固定電話発 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」です。

本件については、平成16年1月28日に申請され、同年2月4日に本件に対する総務省の考え方を公表するとともに、広く関係者の意見を求める観点から、同年3月3日まで意見募集を行ったところです。

総務省では、意見募集で提出された意見を踏まえて審査した結果、NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」に加えて措置を講ずることが必要であると判断し、別紙1(PDF)のとおり条件を付して認可することとしたものです。

なお、申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」については別紙2(PDF)、提出された意見に対する総務省の考え方については別紙3(PDF)のとおりです。

関係報道資料:

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務に係る認可申請に関する意見募集(平成16年2月4日発表)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040204_1.html

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務に係る認可申請に関する意見募集の結果(平成16年3月5日発表)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040305_5.html

連絡先: 総合通信基盤局 事業政策課
担当: 井幡課長補佐、町田専門職
電話: (代表)03-5253-5111
(直通)03-5253-5836
FAX: 03-5253-5838

(別紙1)

東日本電信電話株式会社の「固定電話発着 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 平成 17 年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収支の見込みを速やかに報告すること。
- 2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

西日本電信電話株式会社の「固定電話発 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 平成 17 年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収支の見込みを速やかに報告すること。
- 2 県間伝送路を西日本電信電話株式会社自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

「固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務の実施にあたって、東日本電信電話株式会社が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考ええる。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築する設備はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要なインタフェース条件（多数事業者間接続用インタフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済であり、変更はない。

したがって、これまでのインタフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考ええる。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、当社と同様、事業者識別番号を現行のダイヤリングである「080 / 090 - x x x x - x x x x」の前に呼ぶごとに付す形態となるが、このような選択中継接続による料金設定については、当社固定電話サービス等電気通信設備と中継事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアウォール

従来から、営業面でのファイアウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ） お客様情報を、競争事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ） 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ） ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

「固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務の実施にあたって、西日本電信電話株式会社が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考ええる。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築する設備はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要なインタフェース条件（多数事業者間接続用インタフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済であり、変更はない。

したがって、これまでのインタフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考ええる。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、当社と同様、事業者識別番号を現行のダイヤリングである「080 / 090 - x x x x - x x x x」の前に呼ごとに付す形態となるが、このような選択中継接続による料金設定については、当社固定電話サービス等電気通信設備と中継事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、本業務と同等の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアウォール

従来から、営業面でのファイアウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ） お客様情報を、競争事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ） 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ） ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

NTT東西の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

1. 基本的な考え方	
提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
<p>【意見1】 NTT東西による「固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定」については、認可すべきではない。</p> <p>NTT東西による固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送に関わる料金設定については、認可すべきではないと考えます。本サービスは、他事業者のネットワークを利用した料金設定のみのサービスで、活用業務であるとはいっても、料金設定をエンドーエンドでしかもNTT東西により行うことにより、ユーザの観点から見た場合にはNTT東西自身による県間サービスを提供することと見なすことができます。従い、NTT法の定めるNTT東西会社の業務範囲を超えるものであり、認可されるべきサービスではありません。携帯電話の普及台数が固定電話の数を上回った現時点においては、このサービスによりNTT東西社の長距離進出という印象は否めません。</p> <p style="text-align: right;">【ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー(株)】</p>	<p>【考え方1】 NTT東西の業務範囲については、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)第2条第5項の規定に基づき、一定の要件を充たせば、認可を受けて地域電気通信業務等以外の業務を営むことが可能とされているものであり、「業務範囲を超えるもの」とのご指摘は当たらない。</p> <p>今回の認可申請については、NTT法及び「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて審査した結果、認可条件を付した上で認可することが適当と判断したものである。</p>
<p>【意見2】 NTT東西の業務範囲拡大に係るなし崩し的な認可の積み重ねは、公正競争を大きく阻害するおそれがある。</p> <p>これまでの、フレッツ・サービスの広域化をはじめとする業務範囲拡大に係るなし崩し的な認可の積み重ねが、先々公正競争を大きく阻害するおそれがあるものと懸念していることを申し添えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p> <p>活用業務については、NTT法第2条第5項において、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに、NTT東西が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務と規定されており、その趣旨は経営資源の有効活用を目的としたものであることを考えると、今回のように伝送路その他の設備は既存のままで、NTT東西が料</p>	<p>【考え方2】 NTT東西の活用業務については、具体的な事案について、NTT法及びガイドラインに基づいて、個別に審査した結果、認可条件を付した上で認可することが適当と判断したものであって、なし崩し的に認可しているものではない。</p>

金設定を行うことに伴ってエンドツーエンドのサービス提供エリアが地域電気通信業務の範囲を超える場合と、 県間伝送路等の設備を設置して地域電気通信業務の範囲を超えて業務を行う場合は、区別する必要がある。活用業務の意味が拡大解釈され、なし崩しに NTT 東西の業務範囲が拡大されることのないよう歯止めが必要である。

【ソフトバンク BB(株)】

2 . 認可条件案

提出された意見【意見提出者】

【意見 3】

認可条件 2 において、都道府県の区域を越えるネットワークを構築する場合は活用業務と認めないことを明記すべきである。

NTT 東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方において、認可条件 1 および 2 を付すことにより認可する方向で検討しているとあるが、認可条件 2 については「NTT 東西が県間伝送路を自ら設置する等により都道府県の区域を越えるネットワークを構築する場合は活用業務と認めない」ことを明記すべきである。

(1) 総務省の考え方における認可条件 2

認可条件2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT 西日本に対する認可条件 2 も同様

(2) 弊社意見

認可条件 2 は次の趣旨とすべきである。

認可条件2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等により都道府県の区域を越えるネットワークを構築する場合は認可申請が今後あっても活用業務とは認めない。その他、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT 西日本に対する認可条件 2 も同様

NTT 東西が県間伝送路を自ら構築できる条件は、地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスに限定すべきである。

(3) 理由

今回NTT東西から認可申請された活用業務は、固定電話から携帯電話への通話について、現在携帯電話事業者が料金設定しているものを、利用者が選択した場合にはNTT東西が料金

提出意見に対する総務省の考え方

【考え方 3】

法令上、NTT 東西が県間伝送路を設置することが一律に禁止されているものではなく、県間伝送路を設置して行う活用業務を認めないとするは不適切である。しかしながら、県間伝送路を NTT 東西自ら設置する場合とそうでない場合とでは、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度も相違するものと考えられることから、認可条件 2 を付しているものである。

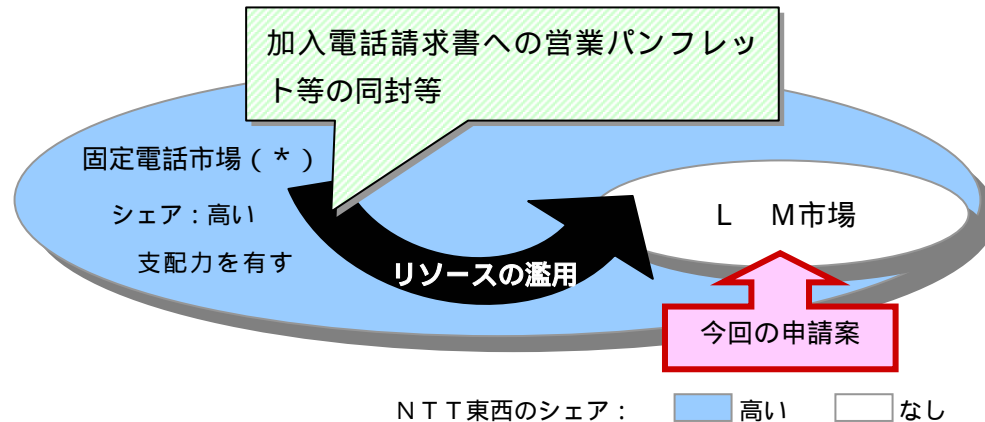
<p>設定するというものであり、トランスレータ工事以外の伝送路その他の設備及びネットワーク構成については何等変更されることなく、単に料金設定を行う事業者が携帯電話事業者からNTT東西に移っただけである。</p> <p>使用する伝送路その他の設備及びネットワーク構成に変更がなくても、エンドツーエンドの料金設定をNTT東西が行うことは、即ちエンドツーエンドのサービスをNTT東西が行うことと等価であり、その結果地域電気通信業務の範囲を超えることになり、従って活用業務であると解釈されたものと思われる。</p> <p>総務省の考え方の認可条件2において、今後NTT東西が県間伝送路を自ら設置する等もありえることが想定されているが、県間伝送路を自ら設置して業務を行うことは活用業務の本来の趣旨を逸脱することが明確であり、NTT東西の設置する伝送路が都道府県をまたがる場合は活用業務ではないことを認可条件として明記するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB(株)】</p>	
<h3>3 . ネットワークのオープン化</h3>	
<p>提出された意見【意見提出者】</p>	<p>提出意見に対する総務省の考え方</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【意見 4】 中継事業者を経由して携帯電話事業者と接続するのは、携帯事業者側の事情によるものか。</p> </div> <p>他の中継事業者網を経由する接続構成も含まれていますが、これは NTT 東西殿と携帯事業者殿とが直接接続していない場合での経由であって、主に携帯事業者殿の事情による中継業者という理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】</p>	<p>【考え方 4】 携帯電話事業者側の事情であると理解している。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【意見 5】 平成 17 年度以降における接続方法において、接続料の負担を軽減するために中継事業者と接続する場合は、入札等により中継事業者を選択するのか。</p> </div> <p>現状、携帯事業者殿のアクセスチャージは地域内・外別の料金となっており、相当程度の価格差があります。</p> <p>17 年度以降における接続方法において、地域内接続より高い地域外接続のアクセスチャージ負担を軽減するために他の中継事業者を利用する場合は、入札等により中継事業者を選択すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】</p>	<p>【考え方 5】 現時点では、平成 17 年度以降において、NTT 東西が携帯電話事業者との現行の接続形態を変更するか否かは明らかでないが、そのような事態が発生する可能性はほとんどないものと考えられる。</p>

4 . 営業面でのファイアウォール

提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
<p data-bbox="125 284 241 312">【意見 6】</p> <p data-bbox="125 316 1240 379">今回のサービスのユーザは、ボトルネック設備を利用したサービスのユーザと同じと考えられることから、サービスの提供を分離独立会社とすべきである。</p> <p data-bbox="125 427 1281 683">当該サービスのユーザが、NTT 東西が保有するボトルネック設備を利用したサービスのユーザと同じと考えられることから、ボトルネック設備を利用してサービスを提供する事業者との公正な競争条件を確保する方策としては、当該サービスを、県間サービスを別会社で提供を開始したのと同様に、ボトルネック設備を保有する東西 NTT から分離した独立の会社でサービスを提供する以外にはありません。サービスの提供を分離独立会社とすることにより、コストの配賦、料金の設定、情報への同等なアクセス、関連事業者の公平な取り扱いなどの多くの必要条件に透明性が確保されることとなります。</p> <p data-bbox="595 689 1267 718">【ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー(株)】</p>	<p data-bbox="1317 261 1460 290">【考え方 6】</p> <p data-bbox="1308 296 2123 405">NTT 東西の活用業務については、NTT 法第 2 条第 5 項に規定されているところであり、制度上、分離独立会社を設立することは求められていない。</p>
<p data-bbox="125 756 241 785">【意見 7】</p> <p data-bbox="125 788 1240 852">地域電気通信業務と活用業務に係る営業活動について、厳格にファイアウォールを設けるべきである。</p> <p data-bbox="125 900 1281 963">本件申請の認可にあたっては、営業面でのファイアウォールについて、以下のとおり担保していただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="125 970 1281 1078">(1) NTT 東西の業務範囲拡大については、法律の規定 (NTT 法第 2 条第 5 項) のとおり、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」場合に限り、総務大臣が認可することされています。</p> <p data-bbox="125 1085 1281 1228">しかしながら、依然として NTT 東西はボトルネック独占性を有しており、そのボトルネック設備を用いたサービスのための経営リソース (営業体制等) について、必要な措置を講じない限り、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」は大きいと考えられます。</p> <p data-bbox="125 1235 1281 1378">例えば、仮にネットワークの開放等により設備面でのボトルネック性が解消されていたとしても、NTT 東西が固定電話サービスのために構築してきた営業体制を、新たなサービスに流用することは、他業者に較べて圧倒的な営業力をもつこととなり、公正競争を阻害する一因となり得ると考えます。</p> <p data-bbox="125 1385 1281 1452">したがって、NTT 再編成の際に講じた公正競争上の措置 (*) のとおり、NTT 東西の本来業務と進出業務に係わる営業活動 (顧客情報を含む) の一切について、厳格にファイア</p>	<p data-bbox="1317 729 1460 758">【考え方 7】</p> <p data-bbox="1308 764 2123 1023">公表されている NTT 東西の認可申請書において NTT 東西が講じる措置として、電話の業務で取得した顧客情報について、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないことが掲げられており、総務省としても、当該措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、個別に適切な対処を行っていくこととしている。</p> <p data-bbox="1308 1029 2123 1287">なお、ファイアウォールの例として掲げられている措置のうち、電話等の請求書への進出業務の営業パンフレット等の同封については、競争上の観点から直ちに禁止されるべきものではなく、また、バンドルサービスについては、公正競争上問題があるか否かは、バンドルされるサービスごとに判断すべきものであることから、すべてのバンドルサービスを禁止することは適当ではないと考えられる。</p>

ウォールを設けるべきと考えます。

- * NTT再編成時の整理では、請求書において、「料金請求に関連しない長距離会社のサービスをPRするようなパンフレット等を同封することは適当でない」とされた。



(*) 前回認可された固定電話発050IP電話着の例では、「固定電話市場」と定義された。

なお、上図と異なり各市場が重ならない考え方もあり得る。

- (2) 上記1を踏まえ、ファイアーウォールとしては、少なくとも、以下に示す措置が必要と考えます。

電話等の請求書への進出業務の営業パンフレット等の同封の禁止

【総務省の考え方】で示されているバンドルサービスの禁止(*)

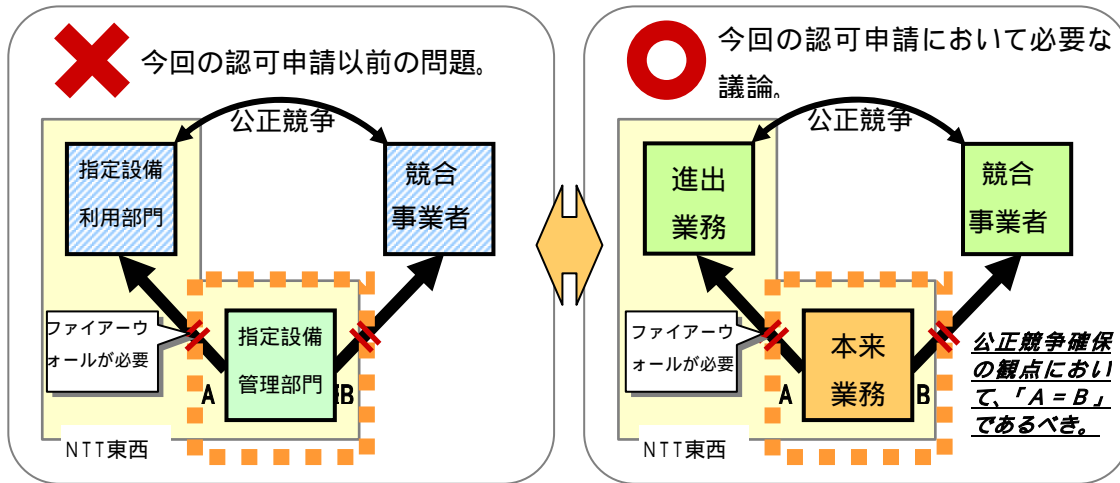
*一例： マイライン経由の電話サービスやフレッツ・サービスとのバンドルサービス等

- (3) なお、今回の申請で「相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように」とされた「NTT東西が講じることとしている措置」に対し、総務省の考え方は「これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアーウォールの確保は図られるものと考えられる」としています。

しかしこれは既に、電気通信事業法第37条の2第4項、及び、総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月30日)にて規定済みの議論であり、進出業務の認可要件以前の問題と考えます。

ガイドラインに示されている「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれ」が生

じないか否かを審査すべきは、NTT東西の進出業務と競合事業者との間の公正競争条件（下図右側）であり、NTT東西の指定設備利用部門と競合事業者との間の公正競争条件（下図左側）ではありません。（公正競争の確保を前提とした法令及びガイドラインと実際の運用が乖離）



【KDDI(株)】

なお、分離独立した会社による当該サービスの提供が不可能な場合には、ボトルネック設備を利用したサービスと同じユーザを対象とすることから、特に営業体制に関わる厳格なファイアーウォールを設定することが必要となります。ネットワークの接続時に知り得た情報の管理は、もちろん徹底されねばなりません。直接の営業活動にはさらなるファイアーウォールを設ける必要があります。従って、既存サービスとのバンドルを禁止することはもちろん、営業活動そのものも既存の営業組織とは分離されて行われるべきであると考えます。

【ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー(株)】

5. その他

提出された意見【意見提出者】

【意見 8】
北海道の ZC 間の光中継伝送路を NTT 東西自ら設置すべきである。

提出意見に対する総務省の考え方

【考え方 8】
本件認可申請とは関係のないご意見である。

NTT東西の地域電気通信業務についての意見（北海道の場合）

地域会社であるNTT東西には、都道府県の区域において電気通信業務を営むという本来の義務があり、活用業務はあくまでその義務が遂行された上でなお有効活用できる既存の経営資源があればそれを活用して新たな業務を営むことができるように規定されたものである。

従って、NTT東西は、活用業務よりも、都道府県内において十分な電気通信業務を行うことを最優先に事業を行うべきである。

しかし、北海道において、新規参入事業者にとって不可欠設備である光中継伝送路が十分整備されておらず、その結果ADSLサービスを提供することができない地域があり、インターネットサービスにおける地域間格差の原因となっている。具体的には、北海道にはZCが5ヶ所に設置されているが、道内にもかかわらずNTT東日本はZC間の光伝送路を有していないためADSL事業者は光中継伝送路を借りることができない状況になっている。本来NTT東西は都道府県の区域において電気通信業務を営むことが義務づけられていることからZC間の光中継伝送路についても自ら設置すべきである。もし自ら設置することが困難であれば、現実的な解決策としてZC間の光中継伝送路を有する事業者に第一種指定電気通信設備と同等の条件による接続義務を課す等の制度を設けるべきであると考える。

【ソフトバンク BB株】